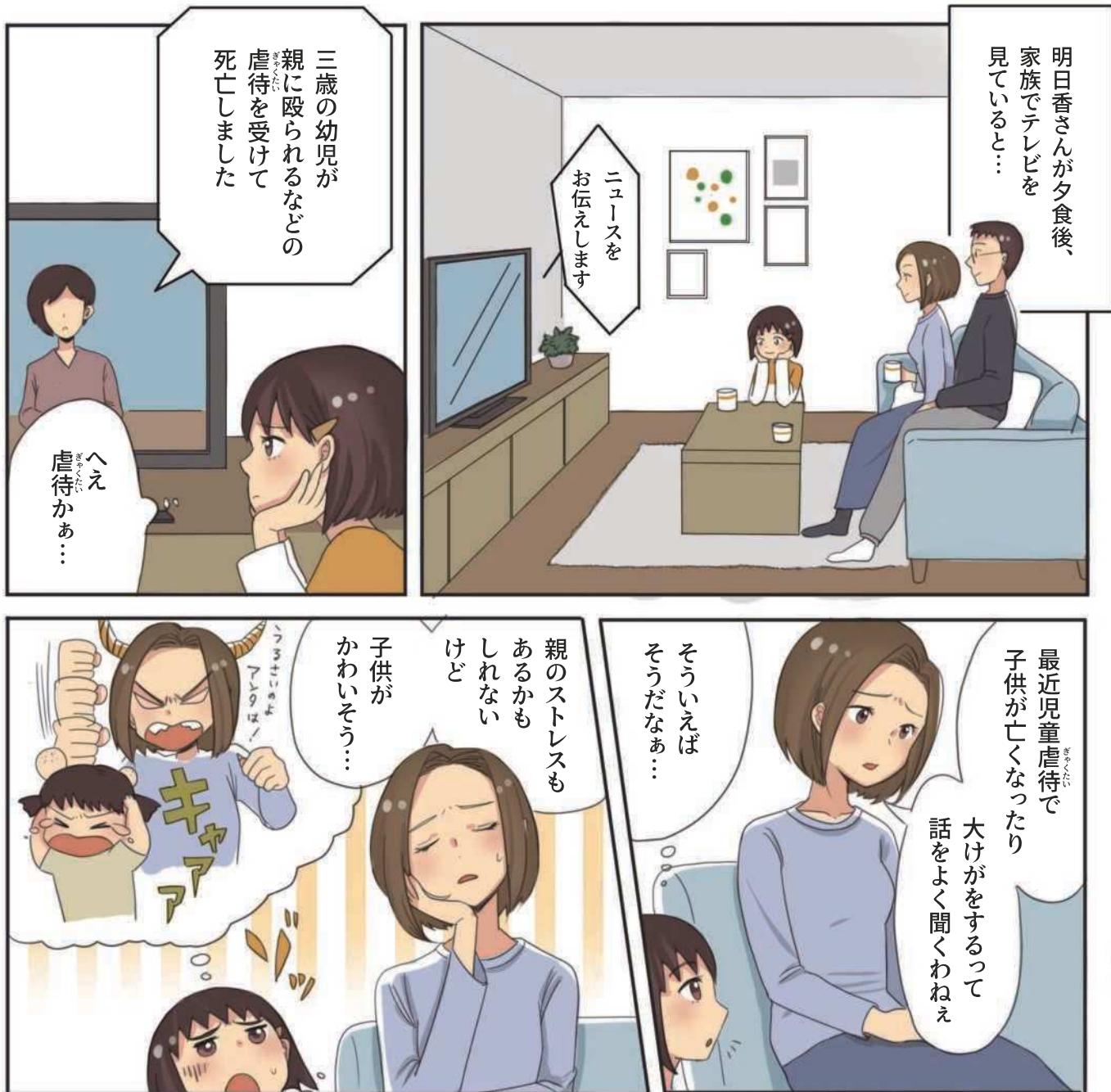


「子どもの権利」とは 何でしょうか？

世界中の子どもの幸せのために、国連総会(平成元(1989)年11月)で、「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」とする。)が採択されました。内容は54条からできていますが、ここでその一部を紹介します。





児童虐待には、どのよつたものがあるのでしょうか？

児童虐待は主に4つに分類されます。 (保護者以外の同居人による行為も含まれます)

- 子どもの権利条約(ポイント)
 - 国や大人は、子供の成長のために、何がもつとも大切かを考えましょ。両親には子供を守り、指導する責任があります。
 - 子供が、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子供も、他のみんなのことによく考え、ルールを守つていふことが必要です。
 - 子供は暴力や虐待(むごい扱い)といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 悪いことをして叱られるのはわかるけど、親の感情だけで怒るのはどうかなあ…

- **身体的虐待**：言葉によるおどし、無視きょうだいと差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう、きょうだいに虐待をおこなうなど
- **心理的虐待**：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせん、ポルノグラフィの被写体にするなど
- **性的虐待**：子供は遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められています。
- 子供が法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したとみなされることがあつてはなりません。